

「飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金」

「飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金」とは？

県内において飲食店を経営する中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、新型コロナウイルス等の感染症の拡大リスクを低減させるとともに、「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を普及させるため、換気設備（窓、換気扇、換気ダクト等）の更新・増設・新設に必要な経費を支援します。

補助率・補助上限額

【補助率】 9/10以内

【補助上限額】 1事業者あたり上限200万円（下限額30万円）

消費税は補助対象外となります。

店舗数にかかわらず1事業者あたり1回限りの申請となります。

交付決定日以降に着手（契約・発注）した経費で、令和3年2月26日までに請求・支払行為が完了したものが対象

換気設備の導入により、原則として対象室内の必要換気量（一人あたり毎時30m³）を満たすものが対象

申請方法

【提出先】 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県産業労働部 産業政策課

飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金窓口 宛

【提出方法】 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【提出期間】 8月25日（火）～10月30日（金）当日消印有効

感染拡大防止の観点から今回の補助金は郵送による申請のみとなります。

申請書類の入手方法

長崎県庁WEBからダウンロード

（「長崎県 飲食店向け新しい生活 補助金」で検索）

お問い合わせ先

長崎県産業労働部 産業政策課

095-895-2615



「飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金」を装った詐欺にご注意下さい。

対象とならない飲食店

- ・宿泊施設と一体となった飲食店
- ・テイクアウト（移動販売含む）
- ・店舗内において飲食サービスを提供しない飲食店
（弁当屋、仕出し料理店、宅配ピザ店、配食サービス、海の家、屋台等）

対象とならない経費

- ・県外企業で行った工事費
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関係のない工事費
- ・工事の伴わない備品購入費（机、椅子、冷蔵庫、自動車等、汎用性があり、目的外使用される可能性があるもの）
- ・既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処置費等
- ・設備に関わる消耗品等
- ・人件費、不動産の購入費、事務所や店舗にかかる家賃、駐車場料金、保証金、敷金、移転経費、新規開店に要する経費 等
- ・転売目的のある備品
- ・マスク、消毒液、アルコール液等の衛生用品 等
- ・空気清浄機、次亜塩素酸噴霧器、エアカーテン、紫外線照明等
- ・見積書（明細）、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの
- ・国、県、市町村等の他の補助金等により、補助対象となっているもの
- ・光熱水費、通信費、雑誌や新聞の購読料、機器のリース等のランニングコスト
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイントでの支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- ・各種キャンセルによる取引手数料
- ・補助金応募書類、実績報告書の作成・送付・手続きに係る費用
- ・トイレの改修工事 ・ 壁紙等の張替え
- ・消毒作業の外注費、換気設備等の清掃費
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する経費
- ・団体の会費、賦課金、フランチャイズ契約、代理店契約の加盟金、契約金等
- ・保険料、貸付金、損失補償、租税公課
- ・産業財産権取得のために特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、審査請求料、登録料等
- ・自宅兼店舗（事務所）に整備しようとする経費
（事務所の店舗、事務所が明確に分かれている場合には事業に使用する部分のみ対象）
- ・移動が可能な備品を設置するための工事費
- ・対象外経費が含まれている工事費
- ・社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- ・明らかに補助事業に必要なない工事、工事に伴う備品購入費
- ・補助事業の目的以外で使用するもの
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費